

政令 第四十一号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項及び第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第七条中「平成二十四年三月十日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第二条 平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。

（平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第三条 平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。